

議案第20号

港区立母子生活支援施設条例の一部改正について

港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい（以下「母子生活支援施設」といいます。）を活用した妊産婦等生活援助事業を実施するため、必要な規定を整備します。

1 背景・課題

孤立や貧困、DVや若年妊娠などの複合的な問題を抱え、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（以下「特定妊婦」といいます。）への支援の強化が全国的な課題となっています。

国は、特定妊婦への支援を強化するため、妊産婦等生活援助事業の創設などの内容を盛り込んだ児童福祉法の一部改正を行いました。（令和6年4月施行）

区においても、子ども家庭支援センターにおける特定妊婦の相談受理件数は増加しています。

これらを踏まえ、頼るべき親族や居所がない特定妊婦が安心して子どもを生み育てることができるよう、母子生活支援施設を活用した妊産婦等生活援助事業を実施します。

2 条例改正の内容

- （1）母子生活支援施設で行う事業に「妊産婦等生活援助事業の実施に関する」と。」を追加します。
- （2）母子保護の実施に使用する居室数を区規則で定めることとします。
- （3）妊産婦等生活援助事業の実施に関する規定を整備します。

3 妊産婦等生活援助事業の主な内容

- （1）居室の提供
母子生活支援施設（全10室）の居室の一室を特定妊婦用の居室とします。
- （2）支援計画の策定
子ども家庭支援センターの職員がみなと保健所の保健師と連携しながら本人の意向を踏まえた支援計画を策定し、母子生活支援施設への入所につなげます。

(3) 相談支援

子ども家庭支援センターの職員、母子支援員及び保健師が連携し、妊娠出産に関する相談等を行い、ニーズに即した適切な助言をします。

(4) 生活支援

母子生活支援施設の母子支援員が健康管理や夜間の見守り、就労や行政手続の調整など、様々な課題に寄り添い、支援します。また、健康相談、産後ドゥーラ派遣、産後母子ケアなどの区の支援事業の利用を調整します。

(5) 出産予定病院との連携

母子支援員及び保健師が出産を予定する病院と連携し、日常的な情報共有を行うとともに、確実な妊婦健診等の受診を支援するなど、円滑かつ安全な出産を支援します。

4 施行期日

令和7年4月1日

港区立母子生活支援施設条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (事業) 第三条 母子生活支援施設は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。 一 三 (略) 四 法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業(第九条の二及び第十条第二項において「妊産婦等生活援助事業」という。)の実施に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業(利用の拒否) 第四条 区長は、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)のための委託(法第四十六条の二第一項に規定する委託をいう。)を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、母子生活支援施設の利用を拒否することができる。 一 母子保護の実施を受け入所している者(以下「入所者」という。)	(前略) (事業) 第三条 母子生活支援施設は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。 一 三 (略) 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業(利用の拒否) 第四条 区長は、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)のための委託(法第四十六条の二第一項に規定する委託をいう。)を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、母子生活支援施設の利用を拒否することができる。 一 母子保護の実施を受け入所している者(以下「入所者」という。)

及び次条第一項ただし書の規定により退所を猶予された者（以下「猶予者」という。）が使用する室数の総数が、区規則で定める母子保護の実施の用に供する室数に達しているとき。

二・三（略）

（中略）

（入所者等の負担する費用）

第九条（略）

（妊産婦等生活援助事業の実施）

第九条の二 妊産婦等生活援助事業は、法第六条の三第十八項に規定する特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることにより実施するものとする。

2 妊産婦等生活援助事業の用に供する室数は、区規則で定める。

（禁止行為）

第十条（略）

2 入所者等及び妊産婦等生活援助事業を利用している者（以下この条、次条及び第十八条第一項第二号において「利用者」という。）は、入所者等及び利用者以外の者を同居させてはならない。

3 前二項に定めるもののほか、入所者等及び利用者は、母子生活支援施設の管理上支障があると認められる行為をしてはならない。

及び次条第一項ただし書の規定により退所を猶予された者（以下「猶予者」という。）が使用する室数の総数が、第二条に規定する室数に達しているとき。

二・三（略）

（中略）

（入所者等の負担する費用）

第九条（略）

（禁止行為）

第十条（略）

2 入所者等は、入所者等以外の者を同居させてはならない。

3 前二項に定めるもののほか、入所者等は、母子生活支援施設の管理上支障があると認められる行為をしてはならない。

(工作等の禁止) 第十一条 入所者等及び利用者は、母子生活支援施設に模様替えその他の工作を加え、又は母子生活支援施設の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。	(工作等の禁止) 第十一条 入所者等は、母子生活支援施設に模様替えその他の工作を加え、又は母子生活支援施設の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。
(中略) (管理運営の基準等) 第十八条 指定管理者は、次に掲げる基準により、母子生活支援施設の管理運営に関する業務を行わなければならない。 一 (略) 二 入所者等及び利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。 三・四 (略) 2 (略) (後略)	(中略) (管理運営の基準等) 第十八条 指定管理者は、次に掲げる基準により、母子生活支援施設の管理運営に関する業務を行わなければならない。 一 (略) 二 入所者等に対して適切なサービスの提供を行うこと。 三・四 (略) 2 (略) (後略)
付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。	

子ども家庭支援センター

妊産婦等生活援助事業の事業内容について

妊産婦等生活援助事業は、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(特定妊婦)等を、生活すべき住居に入居させ、食事の提供や日常生活上の支援の調整、児童の養育に係る相談及び助言、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業です。

○児童福祉法(抜粋) (昭和22年法律第164号)
第6条の3 (略)
⑱ この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項に規定する特別養子縁組(以下単に「特別養子縁組」という。)に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

【事業内容】

	項 目	内 容
1	支援計画の策定	・ 支援コーディネーターが対象者の意向を踏まえた支援計画を策定 ・ 心身や生活の状況などを収集した上でアセスメントを実施し、具体的な支援内容や方法などを調整
2	相談支援	・ 妊娠相談、子どもの養育相談、自立に向けた相談等に対応し、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うなど職員の専門性を生かした助言等を実施
3	生活支援	・ 入居又は通いによる居場所や食事を提供するとともに、衣類等の日用品の支給や貸与等の日常生活上の支援を実施 ・ 対象者の心身の状況や環境等に応じて、日常生活及び社会生活を営むための、適切な支援及び生活指導等を実施
4	休日・夜間相談対応	・ 事業所の開所日又は開所時間に相談することが困難な対象者に対して、適切な相談支援を実施
5	心理療法連携支援	・ 公認心理師等が対象者に心理療法が必要な場合に適切な支援を実施
6	法律相談連携支援	・ 弁護士等がDV、養育費の確保など対象者の抱える課題に応じた法律相談が必要な場合に適切な支援を実施

※ 1～3は必須事業、4～6は任意事業